

## 建設業許可申請

業務内容				基本報酬額 (税込)	法定費用	摘要（実費等）		
建設業許可申請	個人	知事許可	新規	一般	143,000円	90,000円	・許可業種 1 業種の場合 ・公的な証明資料が必要となります 各行政機関 300円/1通/住民票の写し 不動産登記事項証明書（登記簿謄本） 600円/1筆・1箇 300円/1通/登記されていないことの証明書 400円/1通/納税証明書 300円/1通/身分（身元）証明書 300円/1通/印鑑登録証明書 残高証明書 数百円～/1金融機関 ※遠方の場合は別途郵送料や定額小為替等の発行が必要です	
				特定	154,000円	90,000円		
			更新	一般	77,000円	50,000円		
				特定	88,000円	50,000円		
		業種追加	一般	55,000円	50,000円			
			特定	66,000円	50,000円			
			大臣許可	新規	一般	165,000円		150,000円
					特定	176,000円		150,000円
	更新	一般	88,000円	50,000円				
		特定	99,000円	50,000円				
		業種追加	一般	66,000円	50,000円			
			特定	77,000円	50,000円			
	法人	知事許可	新規	一般	165,000円	90,000円		
				特定	176,000円	90,000円		
			更新	一般	88,000円	50,000円		
				特定	99,000円	50,000円		
業種追加		一般	77,000円	50,000円				
		特定	88,000円	50,000円				
		大臣許可	新規	一般	187,000円	150,000円		
				特定	198,000円	150,000円		
更新	一般	110,000円	50,000円					
	特定	121,000円	50,000円					
	業種追加	一般	88,000円	50,000円				
		特定	99,000円	50,000円				
決算変更届	個人	知事許可	一般、特定・経審なし	33,000円	・事業年度終了届			
		大臣許可	一般、特定・経審なし	33,000円				
	法人	知事許可	一般、特定・経審なし	44,000円				
		大臣許可	一般、特定・経審なし	44,000円				
その他変更届	役員・商号・資本金・代表者変更			22,000円				
	経営業務の管理責任者・専任技術者			33,000円				
経営状況分析申請	経営状況分析手数料			33,000円				
				-	13,000円			
経営事項審査申請	1業種の場合			66,000円	・ワイズ公共データシステム株式会社ご利用の場合			
	審査手数料（1業種）			-		11,000円		
	1業種増すごとに			-		2,500円		
工事等入札参加資格申請	1業種・1自治体			38,500円	35,000円+35,000円/追加自治体×20%引き			
	1自治体追加毎20%引き			-				

※表示の業務報酬額は、標準的な金額であり、会社規模、許可業種数、その他業務の難易度等（役員や技術者の人数、経歴や資格証明の方法、許可申請業種数、営業所の数など）により増額する場合がありますので、事前にお見積もりいたします。

※法定費用は収入証紙代または登録免許税です。

※経営事項審査申請については、①決算変更届、②経営状況分析、③経営事項審査をまとめた業務を基本といたします。

報酬は申請内容によって変わります（技術者の数、工事経歴作成の有無、申請業種の数など）ので、事前にお見積もりいたします。

※法定費用の立て替えは行っていませんので予めご了承ください。

※公的証明について、当事務所にて代行取得する場合は、実費のほか代行取得費の請求となります。

※本表は予告なく変更する場合がございます。

## 産業廃棄物収集運搬業許可申請

業務内容				基本報酬額 (税込)	法定費用	摘要（実費等）
産業廃棄物収集運搬業許可	個人	新規	1 都道府県 複数申請は追加分20%引き	88,000円	1 都道府県 81,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積替え保管を行わない場合</li> <li>・登録車両が3台まで金額です</li> <li>登録車両台数4台以降は、1台につき3,000円追加</li> <li>・公的な証明資料が必要となります</li> </ul> 各行政機関 300円/1通/住民票の写し 不動産登記事項証明書（登記簿謄本） 600円/1筆・1箇 300円/1通/登記されていないことの証明書 400円/1通/納税証明書 300円/1通/身分（身元）証明書 300円/1通/印鑑登録証明書 残高証明書 数百円～/1金融機関 ※遠方の場合は別途郵送料や定額小為替等の発行が必要です
	法人	新規	1 都道府県 複数申請は追加分20%引き	99,000円	1 都道府県 81,000円	
	個人・法人	変更	1 都道府県 複数申請は追加分20%引き	66,000円	1 都道府県 71,000円	
		更新	1 都道府県 複数申請は追加分20%引き	77,000円	1 都道府県 73,000円	
		届出	1 都道府県 複数申請は追加分20%引き	33,000円		

※表示の業務報酬額は、標準的な金額であり、会社規模、その他業務の難易度等により増額する場合がありますので、事前にお見積もりします。

※法定費用は収入証紙代です。

※積替え又は保管行為を行う場合は、別途ご相談いたします。

※法定費用の立て替えは行っておりませんので予めご了承ください。

※公的証明について、当事務所にて代行取得する場合は、これらは実費及び代行取得費の請求となります。

※本表は予告なく変更する場合がございます。

古物営業許可申請

業務内容			基本報酬額 (税込)	法定費用	摘要（実費等）	
古物営業許可 申請	新規	個人	古物商（1号営業）の許可申請	44,000円	19,000円	・公的な証明資料が必要となります 各行政機関 300円/1通/住民票の写し 不動産登記事項証明書（登記簿謄本） 600円/1筆・1箇 300円/1通/登記されていないことの証明書 400円/1通/納税証明書 300円/1通/身分（身元）証明書 300円/1通/印鑑登録証明書
		法人	古物商（1号営業）の許可申請	55,000円		
	変更届出			16,500円		
	書換え			16,500円	1,500円	
	許可証の再交付申請の場合（始末書あり）			11,000円	1,300円	

※法定費用は宮城県証紙代です。

※法定費用の立て替えは行っておりませんので予めご了承ください。

※公的証明について、当事務所にて代行取得する場合は、これらは実費及び代行取得費の請求となります。

※本表は予告なく変更する場合がございます。

酒類販売業免許申請

業務内容		基本報酬額 (税抜)	法定費用	摘要（実費等）
酒類販売業免 許申請	一般酒類小売業免許	143,000円	30,000円	・公的な証明資料が必要となります 各行政機関 300円/1通/住民票の写し 不動産登記事項証明書（登記簿謄本） 600円/1筆・1箇 300円/1通/登記されていないことの証明書 400円/1通/納税証明書 300円/1通/身分（身元）証明書 300円/1通/印鑑登録証明書
	通販酒類小売業免許	143,000円	30,000円	
	通販酒類小売業免許＋一般酒類小売業免許	187,000円	60,000円	

※法定費用は登録免許税です。

※法定費用の立て替えは行っておりませんので予めご了承ください。

※公的証明について、当事務所にて代行取得する場合は、これらは実費及び代行取得費の請求となります。

※本表は予告なく変更する場合がございます。

## 各種補助金・助成金申請

業務内容		基本報酬額 (税込)	法定費用	摘要（実費等）
補助金申請書 作成支援	申請資料作成代行	33,000円～		補助金・助成金の決定額の10% + 消費税
助成金申請書 作成支援				

※上記金額は、初めて申請する場合の標準金額です。

申請内容の難易度により、個別に金額が異なります。

※郵送料・交通費等の実費は別途お支払いいただきます。

※申請書作成後に内容を確認いただき、申請先への提出はお客様にてお願いします。

※本料金において、事業採択（交付決定）を確約するものではありません。

※本表は予告なく変更する場合がございます。

## 費用・経費など

業務内容	業務の細別	基本報酬額（税込）		摘要（実費等）
面談による相談（初回）（※）		無料/40分	超過 1,100円/20分	遠隔地は交通費のご負担をお願いいたします。
面談による相談（2回目以降）（※）		2,200円/30分		遠隔地は交通費のご負担をお願いいたします。
交通費（電車・バス・高速等）		実費		
宿泊費（概ね片道2時間で必要な場合）		実費		上限あり。
日当（出張・立会い・打合せ同席など）		11,000円/半日 22,000円/全日		移動時間が含まれます。
印紙・証紙・役所支払費用		実費		
公証役場費用		実費		

（※） ご依頼いただいた場合は面談費用については報酬に充当いたします。

## ご依頼にあたってお願い

・行政書士は業務の結果に対して責任を負っておりますが、ご相談いただく事案には、お客様が想定されていないようなリスクや検討事項が隠れていることもあります。同じ業務であっても、その内容等により難易度が異なることがほとんどです。そのため実際の報酬額には高い安いの差が生じます。

・以上を踏まえ、実際の報酬額は、ご相談内容を十分に拝聴した上でお見積もりさせていただき、事前にご了解をいただいてからの業務着手となります。また追加費用が発生する場合は加算事案が生じると判断される時点で、事前にお客様にご説明の上、ご指示ご判断いただきます。

・御見積書の報酬額はご相談内容を十分に拝聴した上で作成いたしておりますが、精算時で相違する場合があります。契約締結後予告なく報酬を発生させることはなく、必要に応じてご相談しながら業務を進めます。

・業務はご相談、概算のお見積もりを行い、お客様に内容についてご納得いただいた後に業務委任契約を締結し、着手いたします。

・申請を伴う案件において、許認可取得を条件とすることをご依頼はお受けすることが出来ません。また他の法律により禁止されている業務はお引き受けできません。

・経験のない手続き、業務については、時間がかかることについて了承して頂き、若しくは他の士業の方を紹介いたします。

・ご相談内容によりましては、業務を他の士業の方と連携することがあります。その場合は、ご相談のうえで方向性を決定いたします。

・総額が5.5万円（税込）以上または手続書面の多寡や遠隔地等の宿泊・交通費等、相当額の実費が見込まれる場合は、お見積総額の1/2を超えない範囲（概ね30~50%）で、実費の一部と報酬額の一部を着手金として設定させていただきます。着手金につきましては事案の成否にかかわらずお支払いいただきます。なお着手金は、基本的には返金いたしません。

・書面作成等に必要な登記事項証明書や戸籍謄本等、別途必要な証紙・印紙や申請料など手続に付随する費用は別途精算の上、実費の請求となります（ほか送料、振込手数料、官公署手数料など）。

・これら実費については、事前に概算でお知らせし、着手時に一部の前払いをいただき、業務完了後に清算させていただきます。

・案件に応じて必要となる以下の費用につきましても、金額により事前お支払い又は完了時清算とさせていただきます。

日当・交通費、その他直接に必要な経費の実費

旅費、宿泊費（遠隔地、概ね片道2時間）

提出手続代行業務に係る費用手続の上で必要となった公証人の手数料

他の専門士業等への報酬などの費用

以上

## 暴力団等反社会的勢力の排除にあたってお願い

・当事務所ではコンプライアンスに基づき日本国の法令に違反・抵触する恐れのある違法または不当な依頼はお受けできません。行政書士法を遵守し、他の士業法令により禁止された業務（\*）も一切行いませんのでご了承ください。これらの手続きが必要な場合は他士業事務所へ依頼しております。

\* 弁護士・司法書士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士ほか行政書士以外の士業の独占業務。（例として「調停」「裁判」「訴訟」「登記」「税務処理」など。

・暴力団対策法・宮城県暴力団排除条例および宮城県警察本部の指導に基づき、暴力団関係者・またその準構成員などからの依頼は一切受け付けません。

・当事務所は業務受任に際は、業務委任契約書の締結に加えて、「暴力団排除条項」を含んだ「誓約書」への署名・押印と身分証明書（運転免許証等）をご提示いただきますのでご承知ください。

・上記に同意いただけない場合は、いかなる事情でも業務の受任は致しませんのでご了承ください。また暴力・威力・詐術をもって当事務所に業務の強要を行った場合は、直ちに警察へ通報いたします。

以上